

消防団災害対応力向上デジタル化事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、消防団災害対応力向上デジタル化事業（以下「事業」という。）の受託事業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名 消防団災害対応力向上デジタル化事業
- (2) 業務内容 別紙「消防団災害対応力向上デジタル化事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和6年2月29日まで
- (4) 委託上限額 1,584,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

- (1) 対象事業について、令和5年度つるぎ町及び美馬市又は美馬西部消防組合の入札参加有資格業者名簿に登載されている者又は令和5年6月30日までに一般競争入札（指名競争入札）参加資格申請書（物品）の提出があり、資格審査に合格した者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同政令第167条の1第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) つるぎ町建設業者等入札参加資格停止措置要綱（平成29年告示第14号）及び美馬市建設業者等入札参加資格停止措置要綱（平成17年美馬市告示第62号）の規定に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 提出された書類に虚偽の記載がないこと。
- (5) 本プロポーザルへの参加者が、契約締結までの間に前各号の参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。
- (6) 受託前後を問わず、発注者との連絡調整が緊密にできること。
- (7) 国又は地方公共団体へ、消防業務に関する物品の納入実績があること。

5 提出書類及び提出期限

(1) 公募型プロポーザル参加表明書

- ① 提出期限 令和5年6月30日（金）午後5時
- ② 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留郵便に限る。）
- ③ 提出先 〒771-2106 徳島県美馬市美馬町字天神119
美馬西部消防組合消防本部総務課
- ④ 提出物

- ア) 公募型プロポーザル参加表明書 (要綱様式第 1 号) …… 1 部
- イ) 企業・団体等の概要が分かるパンフレット等 …… 1 部
- ウ) 定款、規約、会則、役員名簿等 …… 1 部

(2) 提案書等

- ① 提出期限 令和 5 年 7 月 1 0 日 (月) 午後 5 時
- ② 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は簡易書留郵便に限る。)
- ③ 提出先 5 (1) ③と同じ
- ④ 提出物

ア) 提案書 (A 4 版・任意様式) …… 正本 1 部、副本 8 部

※ 業務の具体的内容を説明する構成とし、業務スケジュール及び実施体制を記載すること。なお、実施体制には、管理技術者や業務主担当者などを明記すること。

イ) 参考見積書 (別記様式 4) 及び積算明細書 (A 4 版・任意様式) …… 各 1 部

※ 消費税及び地方消費税 (1 0 %) 込みの額を記載すること。

※ 積算明細書には、仕様書の 3 (1 6) および 4 を確認の上、積算内訳を明記すること。

ウ) 消防団デジタル化事業の受注実績等に関する資料 (A 4 版・任意様式) …… 1 部

※ 国又は地方公共団体から過去 5 年間に受注した実績をすべて記載すること。

なお、その業務内容についても記載すること。

6 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等に関して質問がある場合は、以下の要領で質問書を提出すること。

- ① 受付期限 令和 5 年 6 月 2 3 日 (金) 午後 5 時
- ② 提出方法

質問書 (別記様式 1) を電子メールにより次の宛先まで送信した後、送信した旨の電話連絡を消防本部総務課【担当：松岡】まで行うこと。

宛 先：E-mail：mimall9@shirt.ocn.ne.jp

電 話：0 8 8 3 - 6 3 - 2 2 1 4

- ③ 回答方法

質問への回答は、令和 5 年 6 月 2 7 日 (火) までに美馬西部消防組合ホームページの「お知らせ」に掲載することとする。

7 選定方法等

消防団災害対応力向上デジタル化事業プロポーザル方式評価委員会 (以下「評価委員会」という。) が提案内容について審査を行い、評価基準に基づく評価及び業務の最優秀提案者の選定を行う。

ただし、提出された見積書の見積金額が、委託上限額を超えている場合には、その提案書は審査対象から除外する。

(1) 評価基準



評価項目	評価の視点	配点
業務内容及び納入実績数	過去5年間に、国又は地方公共団体へ、消防業務に関する物品の納入実績があるか。	30
業務の理解度	仕様書の「1目的」を十分に理解した提案になっているか。(※1)	30
提案内容の的確性	提案内容は具体的で、目的に対して的確であるか。	30
提案内容の効果	提案内容は十分な効果が期待できるか。	30
提案内容の現実性	提案内容は現実的で妥当であるか。	30
	実施スケジュールは現実的で妥当であるか。	30
コスト	次の計算式により配点する。 ・満点(30点) × (見積金額のうち最低金額 / 自社の見積金額) (※2)	30
姿勢・説得力	この業務に対する意欲が感じられ、提案内容に説得力があるか。	30
資料調達力・表現力	提案内容は分かりやすく、誤字・脱字等はないか。	30
評価点合計		270

※1 アプリケーションにより出動指令の通知、災害情報の共有、消防団の庶務（スケジュール管理、出動報酬の計算、事務連絡等）を効率的に行える提案となっているかを評価する。

※2 小数点以下を切り捨てる。

(2) 審査方法

提案内容については、書面により審査を行う。(プレゼンテーションは実施しない。)

(3) 選定及び結果の通知

評価委員会において、(1)の評価基準をもとに、(2)の審査方法により提案内容を総合評価し、全体を通じて事業を最も適切に遂行できると判断される事業者1者を最優秀提案者として選定する。審査結果については、各提案者に書面で通知する。

なお、最優秀提案者とならなかった者は、その理由について次により書面（任意様式）で発注者に対し説明を求めることができる。最優秀提案者とならなかった者から説明を求められたときは、速やかに理由説明書により説明する。

- ① 提出期限 結果通知日の翌日から起算して7日（美馬西部消防組合の休日を定める条例第1条に規定する組合の休日を含まない。）以内
- ② 受付時間 土、日曜及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ③ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留郵便に限る。）
- ④ 提出場所 5（1）③と同じ

(4) 欠格事由

以下に該当する場合は失格とし、審査の対象から除外する。

- ・提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- ・提案書等に虚偽の記載があった場合
- ・提案書の内容が仕様書の内容を満たしていない場合
- ・会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・本項目7のただし書きに該当する場合
- ・その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合

8 スケジュール

実 施 内 容	期 間 又 は 期 限
質問書提出期限	令和5年6月23日（金）午後5時まで
質問に対する回答閲覧開始	令和5年6月27日（火）
参加表明書提出期限	令和5年6月30日（金）午後5時まで
提案書等提出期限	令和5年7月10日（月）午後5時まで
評価委員会の開催	令和5年7月25日（火）＜予定＞
提案者への結果通知発送	令和5年7月26日（水）＜予定＞

9 その他

- （1）提案書等の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とし、提出された提案書等は返却しない。
- （2）提案報酬は支払わない。
- （3）提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- （4）本プロポーザルの実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む）及び本事業の受託者から提出された資料については、美馬西部消防組合情報公開条例（平成19年条例第4号）に基づき開示することがある。
- （5）提案に当たり、知り得た情報を目的以外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。
- （6）本プロポーザルにおいて、提案者が1者のみである場合でも、評価委員会において審査及び評価を行う。ただし、7（1）による評価点の合計が162点未満の場合は、7（3）による選定は行わないものとする。
- （7）審査結果に関する異議は、一切受け付けない。
- （8）本プロポーザルに関し、本要領で定めるもののほか必要な事項は、美馬西部消防組合委託業務標準請負契約約款に関する規則（平成29年規則第1号）及び競争契約入札心得に基づいて行う。